

大学院短期修了に関する申合せ

平成23年9月21日

平成28年6月22日改正

大学院研究科委員会

(趣旨)

第1条 この申合せは、茨城県立医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第36条ただし書きに規定する優れた業績を上げた者について必要な事項を定める。

(要件)

第2条 博士前期課程は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 修了に必要な単位（特別研究を除く）を全て修得し、成績評価において、「A」評価が4/5以上であること。
- (2) 次のいずれかの要件を満たす学術雑誌に単著又は共著（筆頭に限る）で論文が1本以上掲載されていること。なお、投稿中の論文については、掲載証明書が発行されていること。
 - (ア) 日本学術会議協力学術研究団体が発行する学術雑誌であること。
 - (イ) 日本学術会議協力学術研究団体に相当すると認められる外国の団体が発行する学術雑誌であること。
- (3) 前号の論文の内容は、修士論文の研究内容に関連するものに限る。ただし、学会要旨集（国内外の研究発表会等における要旨集）及び入学試験出願資格認定審査に使用した論文は、除くものとする。また論文の掲載時期は、入学日の前後を問わない。

2 博士後期課程は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 修了に必要な単位（特別研究を除く）を全て修得し、成績評価において、「A」評価が4/5以上であること。
- (2) 博士論文に係る中間審査に合格していること。
- (3) 次のいずれかの要件を満たす学術雑誌に単著又は共著（筆頭に限る）で論文が2本以上掲載されていること。なお、投稿中の論文については、掲載証明書が発行されていること。
 - (ア) 日本学術会議協力学術研究団体が発行する学術雑誌であること。
 - (イ) 日本学術会議協力学術研究団体に相当すると認められる外国の団体が発行する学術雑誌であること。
- (4) 前号の論文の内容は、博士論文の研究内容に関連するものに限る。ただし、学会要旨集（国内外の研究発表会等における要旨集）及び入学試験出願資格認定審査に使用した論文は、除くものとする。また論文の掲載時期は、入学日の前後を問わない。
- (5) 第3号の論文には、原則として、茨城県医療大学大学院博士論文の審査及び最終試験に関する規程第9条第7号に掲げる参考論文として取り扱う論文は含まないものと

する。ただし、参考論文が複数ある場合に限り、1本を除き、残りの論文を同号の論文に含めることができるものとする。

(要件判定の基準とする日)

第3条 前条の要件は、学位審査開始申請書を提出する時までに満たしているものとする。

(申請方法)

第4条 短期修了を希望する者は、所定の期日までに博士前期課程にあつては修士学位審査開始申請書、博士後期課程にあつては博士論文審査申請書を研究科長へ提出すること。

付 則

(施行期日)

この申合せによる取扱いは、平成23年9月21日から施行し、茨城県立医療大学大学院（修士課程）修了要件について（平成20年5月19日）は廃止する。

付 則

(経過措置)

この申合せによる取扱いは、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に入学する学生に対して適用するものとする。なお、平成29年3月31日以前に入学した学生については、従前の申し合わせ（平成23年9月21日）を適用する。